

公示番号：170279

国名：ミャンマー

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：口蹄疫対策のための組織能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年6月上旬から2017年7月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月31日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月13(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ミャンマーは、労働人口の約 60% (FAO、2013 年) が農業 (畜水産・林業を含む) に従事している農業国であり、農業を主要産業とする地方部の貧困率は 29%と、都市部の 15%より高い (UNDP、2009 年～2010 年)。農林水産業の GDP に占める割合は、34.7% (2011/12 年、ミャンマー国家計画経済開発省)、うち畜水産業の割合は 8.3%と ASEAN 諸国の中で最も高い水準にある。同国の牛及び水牛は飼養頭数が約 18 百万頭と ASEAN 諸国の中で最も多く、役畜として耕起・運搬等に使われる他、牛糞堆肥の利用、肉や乳製品の取引など、貧困率の高い地方部の農家の収入向上及び食料安全保障のために重要な役割を果たしている。また、畜産は、産業化による農業産出額の増大・経済成長の側面からも重要である。更に、家畜の輸出は、重要な外貨獲得源となっている (例、タイに対し年間 5～7 万頭の牛の輸出が行われている (FAO、2008 年～2011 年平均)) が、国際獣疫事務局の分類で「非清浄国」である同国から、日本、EU、米国等の「清浄国」への家畜の輸出は行われていない。

口蹄疫 (foot-and-mouth disease: FMD) は、高い伝播性を持つ、ウイルスによる偶蹄類家畜の急性熱性伝染病であり、同国では口蹄疫が数年おき (2004 年、2006 年及び 2009 年) に大流行している。感染牛は長期間役畜として使用できず、感染牛の乳量は減少し、仔畜の生産・発育は低下することから、口蹄疫は農業生産性への悪影響をもたらす。また、口蹄疫発生国は、牛及び畜産物の輸入制限に直面し、家畜輸出機会を失う。口蹄疫は、家畜の国境を越えた不法移動に伴い連鎖的に感染拡大を招くことから、国際的に最も恐れられている家畜伝染病の一つであり、地域全体における組織的な防疫体制構築等の対策が求められる。

これら背景により、我が国は国立口蹄疫研究所 (C/P) に対し無償資金協力「口蹄疫対策改善計画 (2016-2018)」にて、100 万ドーズ規模のワクチン製造及び口蹄疫診断に係る施設及び機材を整備している。しかし、口蹄疫ウイルス対策では、流行型に対応した種類のワクチンの感染発生地域への集中的な投入を行うため、流行ウイルス型の正確かつ迅速な診断が求められる。また、ワクチンの製造能力についても現在は最大 25 万ドーズ程度と限られるため、100 万ドーズ規模の製造を行うための技術習得が求められる。

これら背景により、ミャンマー政府は、我が国政府に対し、口蹄疫ワクチンの製造・診断・フィールドでの対策能力強化を目指す「口蹄疫対策のための組織能力強化プロジェクト」 (以下、「本プロジェクト」) を要請した。同要請に基づき、JICA は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録 (M/M) 締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として詳細計画策定調査を実施することを決定した。今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトの実施に向けて、ミャンマーの

口蹄疫ワクチンの製造・診断・フィールドでの対策能力強化に係る現状及び課題等を確認し、収集した情報を分析・整理したうえで、ミャンマー側とプロジェクトの協力の枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、指標、協力期間、実施体制、投入等）について確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書（M/M：Minutes of Meetings）の締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の調査団員が作成する報告書（案）全体の取りまとめに協力する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2016年6月上旬～6月中旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ミャンマー側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ②プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）（和文・英文）案、PO（Plan of Operations）（和文・英文）案を検討する。
- ③対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2016年6月中旬～7月上旬）

- ①JICA ミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ②ミャンマー側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③プロジェクトの背景・目的・内容を確認する（要請書や関連報告等の内容を踏まえた上で、ミャンマー側関係機関のニーズを確認する。）
- ④JICA ミャンマー事務所を通じて、あるいは本業務従事者により直接回収される質問票を分析し、その結果を団内で共有する。
- ⑤質問票調査を踏まえ、インタビューを通じて、担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状把握及び課題の分析を行う。
 - ア) ミャンマーの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) ミャンマーの案件関連分野における開発動向
 - ウ) 我が国援助方針との関連
- ⑥ミャンマー側実施機関のプロジェクト実施体制を確認する。
- ⑦調査団及びミャンマー側関係機関と協議の上、PDM（案）、PO（案）の作成に協力する。
- ⑧関係者との協議で合意された内容について、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）（英文）及び M/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑨評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からリスク管理チェックリスト作成に協力する。
- ⑩プロジェクトにて供与する資機材の見積もり（概算）取得に協力する。
- ⑪担当分野に係る現地調査報告書（和文・英文）を団内に共有し、JICA ミャンマー事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年7月中旬～7月下旬)

- ① 事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(2)担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)とする。

- (1) 現地調査報告書 (和文・英文)
- (2) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。
航空経路は、成田⇒バンコク⇒ネピドー／ヤンゴン⇒バンコク⇒成田を標準とします。尚、ミャンマー国内航空移動は、JICAでの手配とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年6月18日～2017年7月8日を予定しています。

JICAの調査団員は1週間遅れて現地調査を開始する予定です。本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 口蹄疫診断 (農研機構動物衛生研究部門からの参団を想定)
- エ) 家畜衛生サービス (家畜衛生保健所OBを想定)
- オ) ワクチン製造 (JICAが別途契約するコンサルタント)
- カ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

英語⇄ミャンマー語 (または、日本語⇄ミャンマー語) の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ Preparatory survey report on the project for improvement of foot and mouth disease control in the Republic of the Union of Myanmar. -- Japan International Cooperation Agency : Yamashita Sekkei Inc. : CM Plus Corporation : INTEM Consulting, Inc., 2016. 3.
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025229.html>
- ・ ミャンマー連邦共和国 口蹄疫対策改善計画準備調査報告書 (簡易製本版). -- 国際協力機構 : 山下設計 : シーエムプラス : インテムコンサルティング, 2016. 3.
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025226.html>
- ・ カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ、ベトナムにおける家畜疾病防除計画地域協力プロジェクト (フェーズ 2) 終了時評価調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257773.html>
- ・ カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ、ベトナムにおける家畜疾病防除計画地域協力プロジェクト (フェーズ 2) 第一次・第二次事前評価調査・実施協議報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000175886.html>
- ・ タイ 及び周辺国における家畜疾病防除計画終了時評価調査及びフェーズ 2 予備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000171824.html>
- ・ ビルマ連邦社会主義共和国 家畜衛生センター機材整備計画基本設計調査報告書. -- 国際協力事..., 1985. 2.
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000013056.html>

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地

作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上